

令和3年1月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称 米子市
 住 所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
 代表者の氏名 市長 伊 木 隆 司

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

住 所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
 名 称 米子市
 代表者の氏名 市長 伊 木 隆 司

2. 登録番号

中鳥市交第14号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	米子市淀江町本宮 327番地先		米子市淀江町本宮 463番地2	0.5km
2	米子市淀江町本宮 463番地2		米子市淀江町平岡 195番地1先	3.0km
3	米子市淀江町平岡 195番地1先		米子市淀江町稲吉 1436番地先	2.8km
4	米子市淀江町稲吉 346番地3		米子市淀江町稲吉 345番地1先	0.1km
5	米子市淀江町稲吉 1436番地先		米子市淀江町福岡 1959番地1先	2.1km
6	西伯郡大山町長田 1104番地1		米子市淀江町淀江 608番地2先	2.5km
7	西伯郡大山町妻木 1115番地4		西伯郡大山町長田 1104番地1	0.3km

8	米子市淀江町淀江 988番地先		米子市淀江町淀江 297番地1先	0.8km
9	米子市淀江町今津 110番地1先		米子市淀江町淀江 988番地先	0.6km
10	米子市淀江町今津 110番地1先		米子市淀江町西原 1126番地7先	2.2km
11	米子市淀江町西尾原 182番地1		米子市淀江町西原 1129番地18先	2.8km
12	米子市淀江町西原 1126番地7先		米子市淀江町西原 952番地先	0.2km
13	米子市淀江町小波 828番地4先		米子市淀江町小波 836番地1先	1.5km
14	米子市淀江町佐陀 544番地先		米子市淀江町淀江 601番地1先	4.2km
15	米子市流通町 1502番地5先		米子市淀江町中間 617番地先	1.9km
16	米子市淀江町佐陀 1608番地3先		米子市流通町 1504番地2先	0.1km
17	西伯郡日吉津村日吉津 1860番地1先		米子市淀江町佐陀 490番地先	2.0km
18	米子市淀江町佐陀 544番地先		米子市流通町 1502番地5先	0.9km
19	米子市淀江町佐陀 2169番地6		米子市淀江町佐陀 2175番地	0.1km
20	西伯郡日吉津村日吉津 1160番地1		西伯郡日吉津村日吉津 1860番地1先	0.8km
21	米子市淀江町小波 836番地1先		米子市淀江町中間 522番地1先	0.4km

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
米子市	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車(軽)		合計	
			※		※		※
米子市	保有	2		()		2	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計	2				2	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること
 事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

1. 米子市に在住する住民及びその親族
2. 米子市に日常の用務を有する者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

交通空白地有償運送

○定額使用料及び定期使用料

使用料の種類	区分	単位	使用料の額
定額使用料	身体障害者手帳等を所持している者(幼児を除く。)及びその介護者(介護者が2人以上あるときは、そのうち1人に限る。)	1回の乗車	50円
	小学生(障がい者等を除く。)	につき	100円
	中学生以上の者(障がい者等を除く。)		150円
定期使用料	身体障害者手帳等を所持している者(幼児を除く。)	1か月	1,500円
	小学生(障がい者等を除く。)	につき	3,000円
	中学生以上の者(障がい者等を除く。)		4,500円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者手帳等 身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。

(2) 幼児 満6歳以下の者であつて、小学生でないものをいう。

(3) 障がい者等 身体障害者手帳等を所持している者(幼児を除く。)及びその介護者(介護者が2人以上あるときは、そのうち1人に限る。)

2 幼児は、無料とする。

○回数券

額面金額	発行の単位	代金
50円	1組11枚綴り	500円
100円		1,000円
150円		1,500円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和3年1月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名称)
米子市地域公共交通会議
(対象市町村)
米子市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和3年1月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
住 所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
名 称 米子市
代表者の氏名 市長 伊 木 隆 司

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

別紙の米子市淀江町巡回バス「どんぐりコロコロ」路線図のとおり

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

○定額使用料及び定期使用料

使用料の種類	区分	単位	使用料の額
定額使用料	身体障害者手帳等を所持している者（幼児を除く。）及び	1回の乗車	50円

	その介護者（介護者が2人以上あるときは、そのうち1人に限る。）	につき	
	小学生（障がい者等を除く。）		100円
	中学生以上の者（障がい者等を除く。）		150円
定期使用料	身体障害者手帳等を所持している者（幼児を除く。）	1か月 につき	1,500円
	小学生（障がい者等を除く。）		3,000円
	中学生以上の者（障がい者等を除く。）		4,500円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者手帳等 身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。

(2) 幼児 満6歳以下の者であつて、小学生でないものをいう。

(3) 障がい者等 身体障害者手帳等を所持している者（幼児を除く。）及びその介護者（介護者が2人以上あるときは、そのうち1人に限る。）

2 幼児は、無料とする。

○回数券

額面金額	発行の単位	代金
50円	1組11枚綴り	500円
100円		1,000円
150円		1,500円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

1. 米子市に在住する住民及びその親族
2. 米子市に日常の用務を有する者

6. その他特記事項

令和3年1月 日

米子市地域公共交通会議 会長 加藤 博 和

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（米子市）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	運転手氏名	〇〇市町村〇〇番地	大型	2種
2	運転手氏名	〇〇市町村〇〇番地	大型	2種
3	運転手氏名	〇〇市町村〇〇番地	大型	1種
4	運転手氏名	〇〇市町村〇〇番地	大型	1種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（米子市）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 年 月 日

住 所 ○○市町村○○番地
氏 名 米子市及び委託先責任者

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名) **米子市**

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (米子第一交通株式会社)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	委託先責任者	〇〇市町村〇〇番地	法23条第1項の運行管理者	○	
2	米子市責任者	〇〇市町村〇〇番地	安全運転運行管理者		
3					

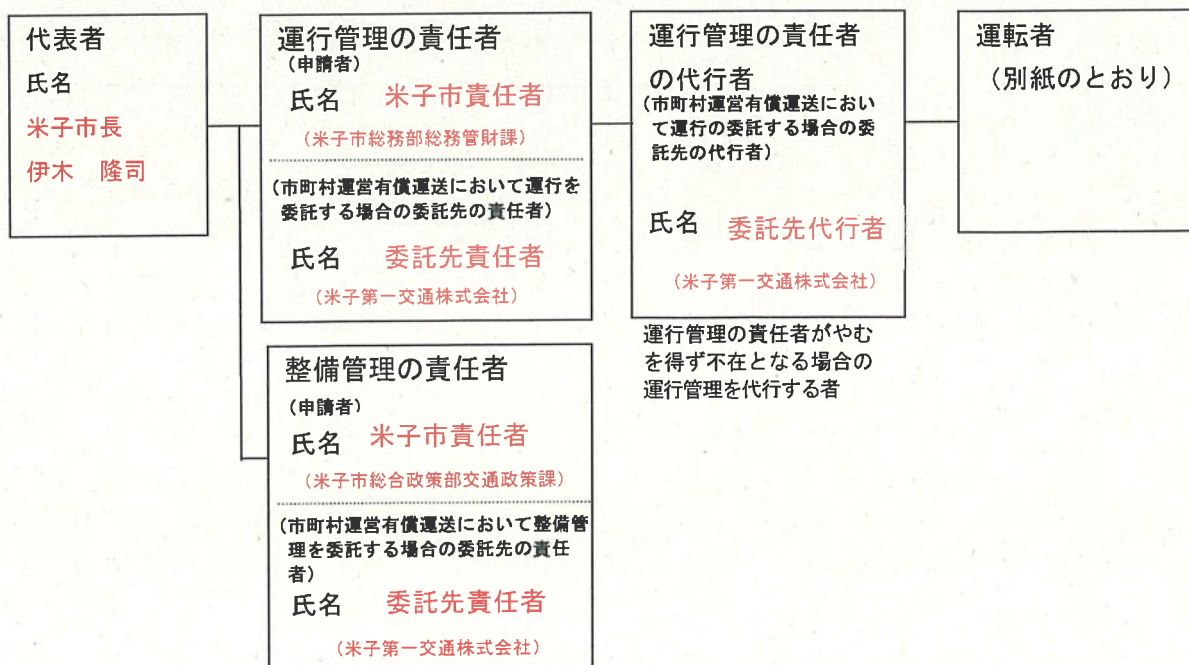
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

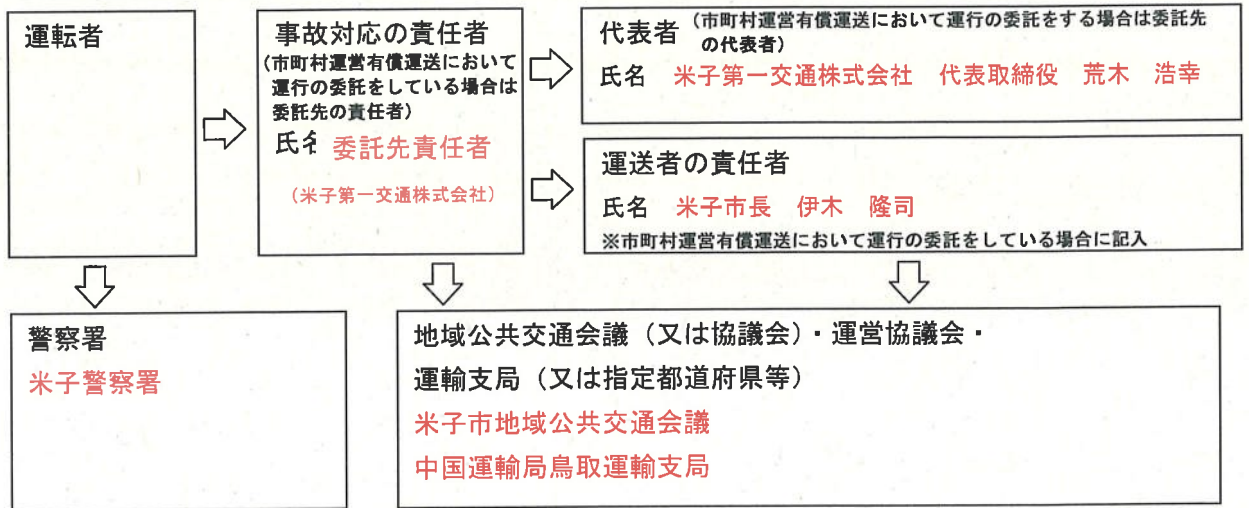
No	氏名	住所	協力
1	委託先責任者	〇〇市町村〇〇番地	
2	米子市責任者	〇〇市町村〇〇番地	
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

